新潟県公安委員会規則第13号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成24年11月27日

新潟県公安委員会

委員長 本望 雅子

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則(昭和44年新潟県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	改		正		後					也	ζ		Œ		育	IJ	
表								別	表								
署名	名 称	位	置	所	管	区	域		署名	名	称	位	置	所	管	区	域
(略))								(略)								
長岡	(略)								長岡	(略	()						
警察	下々条	長岡	市	長岡	市のう	ち稲保	43丁		警察	下々	条	長岡	市	長岡	市の	うち稲伊	录3丁
署	町駐在	下々	条	目、	宝1 ·	2 · 3	• 4		署	町駐	在	下々	*条	目、	宝1	· 2 · 3	3 · 4
	所	町		• 5	丁目、	中瀬1	• 2			所		町		• 5	丁目、	中瀬]	l • 2
				丁目	、下々	条町、	高見							丁目	1、下4	々条町、	高見
				町、	高見1	· 2丁	一目、							町、	高見:	1 • 27	广目、
				東高	見1・	2丁目	、川							東高	5見 1	• 2丁目	1、川
•				辺町	「、天神	町、十	二潟							辺町	丁、天社	申町、一	卜二鴻
				町、	黒津町	(信濃	川左							町、	黒津町	丁(信源	農川左
)地域を									岸の)地域	を除く	,) 、福
					「、百束											東町、□	
					福島町		-									丁、七輔	
					!町、新									大馬	、新	新組町、	北陽
				南町	<u>「</u> 、北陽	1 · 2	丁目							1 •	2丁		
	(略)									(略)							
	(略)								(略)								
小出	(略)	,							小出	(略	f)	,					
警察	湯之谷	魚沼	市	(略	.)				警察	大湯	駐	魚沼	計	(略	()		
署	駐在所	湯之							署	在所	:	大湯	身温				
		芋川										泉					
	(略)									(略	(i						
(略))								(略)								

附則

この規則中別表長岡警察署の部の改正は公布の日から、その他の改正は平成24年12月5日から施行する。